

鳥羽市地域のつながりづくり推進業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

鳥羽市（以下「市」という。）では、地域共生の理念のもと、人と人との緩やかにつながり必要に応じて頼りあえる共助コミュニティの構築・多様化を目的として、地域ニーズ調査、担い手となる人材の育成、時代に沿ったデジタル技術を活用した地域交流の活性化支援等の業務を専門知識と経験を有する民間事業者に委託するため、事業者の募集及び選定を行うものである。

2 業務概要

(1) 業務名

鳥羽市地域のつながりづくり推進業務委託

(2) 業務内容

別紙『鳥羽市地域のつながりづくり推進業務委託仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和6年3月31日まで

(4) 提案額

総額 19,459,000 円以内とする。
（消費税及び地方消費税を含む。）

3 スケジュール

本プロポーザルに関するスケジュールは次のとおりとする。

内容	日程
公告	令和5年4月4日（火）
プロポーザル参加表明書提出期限	令和5年4月19日（水）17時まで
質問受付期限	令和5年4月25日（火）17時まで
質問回答日	令和5年4月27日（木）
提案書等提出期限	令和5年5月10日（水）17時まで
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和5年5月17日（水）
審査結果通知	令和5年5月19日（金）
契約締結	令和5年6月1日（木）

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

(1) 以下のいずれかに該当する者であること。

ア 鳥羽市入札参加資格者名簿に登載されていること。

イ 参加表明書の提出時に、法人等の定款、経営状況を証明する書類その他の市長が指定する書類を提出し、審査の結果、本プロポーザルの参加が適当であると市長が認めた者であること。（※別紙2参照）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

(3) 市から指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続き開始の申し立てを行っていないこと。

(5) 法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者を、法人以外の団体である場合には、その団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。

イ 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある法人等でないこと。

ウ 法人等でその役員のうち暴力団の構成員等となっている者がいないこと。

エ 法人等でその役員等の中に暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。

(6) 委託事業に関するノウハウを有し、かつ当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

(7) 平成29年度以降に、次に示す本業務と同種業務を受注し、実行している実績を1件以上有すること。

【同種業務】

国又は地方公共団体において、以下①から③全てを一体的に行う業務

① 地域活動の担い手の発掘・育成

② 地域活動支援

③ 地域活動ネットワークづくり

(8) 平成 29 年度以降に、国又は地方公共団体において、住人が会員登録を行って使用するコミュニティアプリその他のシステムの導入実績を有すること。

(9) その他別紙仕様書記載のとおり対応可能であること。

5 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（別紙 1）・・・1 部

イ 法人等概要書（別紙 2）

ウ 業務実績調書（別紙 3）

※仕様書に記載の業務内容に関連のある業務実績について記載すること。実績がない場合は提出不要。

(2) 提出期限及び提出方法

令和 5 年 4 月 19 日（水）17 時まで（必着）、持参又は郵送

6 質問等について

本案件に関する質問等の取り扱いは、次のとおりとする。

なお、軽微な質問事項（実施要領や仕様書の記載内容の確認等）については、その都度回答することがある。

(1) 質問の方法

ア 質問書（別紙 4）に質問事項を簡潔に記載し、電子メールにて提出すること。

イ 送信時には、必ず質問書を送信した旨を電話連絡すること。

ウ 口頭による質問は受け付けないこと。

エ 質問書の提出は、参加申込前であっても差し支えないこと。

(2) 質問受付期限

令和 5 年 4 月 25 日（火）17 時まで（必着）

(3) 回答方法

質問書を受け付けた日の事務局は質問事項を取りまとめ、電子メールにより全参加表明者へ回答する。なお質問書のその際、社名等の公表はしない。

(4) 質問回答日

令和 5 年 4 月 27 日（木）最終

(5) 提案の辞退

参加表明書を提出した後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退表明書（別紙 5）を提出すること。

7 提案書等

提案書については、次とおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案書（任意様式）・・・8部

イ 参考見積書（任意様式）・・・1部

※ 参考見積書には、見積金額の内訳（人件費、管理費等）を記載した明細書を添付すること。

(2) 提出期限及び提出方法

令和5年5月10日(水)17時まで（必着）、持参又は郵送

8 選考に関する事項

(1) プレゼンテーション及びヒアリング審査

「鳥羽市地域のつながりづくり推進業務委託プロポーザル審査委員会」委員へのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション・ヒアリングの時間及び場所等については別途連絡するものとする。

ア プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施方法

審査の順番については、市が指定することとし、各提案者の持ち時間は50分以内（プレゼンテーション25分以内、ヒアリング25分以内）を予定。なお、プレゼンテーションの出席者は4名以内とすること。

イ プレゼンテーションにおける提案方法

提出された提案書をもとに説明すること。なお、提案書に関する補足説明資料の配布は認めるが、提案書に記載がない事項に関する新たな追加提案は、原則として認めないものとする。

ウ 大型モニター等を使用したプレゼンテーション実施

大型モニター等を使用したプレゼンテーションの実施を認めるものとする。この場合、データの再生に必要なパソコン及びHDMIケーブルは、提案者が持参するものとする。（なお、大型モニター内蔵OSを利用する場合におけるデータ種類は、PDFファイルに限る。）

エ 評価及び選考結果等について

事業者が当該委託業務を十分に遂行できるかを提案書、プレゼンテーション及びヒアリング結果を基に評価する。評価項目の詳細は別紙6のとおりとする。

また、選考結果については、評価後、すべての事業者に文書で通知するものとする。

(2) 予備選考

参加表明者が3者を超える場合は、事務局において、参加表明書、提案

書をもとに予備選考を行い、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行う者を3者選考する。

9 その他注意事項

- (1) 参加申込者は、5の(1)に記載する書類の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 提出した提案書等は、提出期限内に限り補正することができる。ただし、提出期限後は変更することができないものとし、また、その理由如何にかかわらず提出書類の返却はしない。
- (3) 提案した内容は、実現を約束したものとする。
- (4) 参加に関して必要な費用は、すべて参加表明者の負担とする。
- (5) 提出された7(1)アの書類に関する著作権は、参加表明者に帰属する。
ただし、採用となった書類の著作権は、市に帰属することとする。
なお、採用・不採用にかかわらず、市は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、書類を無償で可以使用することとする。
- (6) 本プロポーザルにて、市が提供した資料等は、市の許可無しに公表、転載及び引用することはできない。
- (7) 提出された書類は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選定に係る情報開示請求があった場合には、鳥羽市情報公開条例（平成12年条例第27号）に基づき、公開することがある。なお、事業者選定期間中は、開示の対象としない。

10 提出、問い合わせ先

事務局：鳥羽市企画財政課企画経営室

住 所：〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

電 話：0599-25-1101

E-mail：kikakukeiei@city.toba.lg.jp

担 当：小崎